

マージン率等の情報提供

西海エンジニアリング・サービス株式会社

対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

標記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供致します。

- 1 派遣労働者の数：8
- 2 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数：1
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額： 46,863 円／日
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額： 15,843 円／日
- 5 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合（マージン率）： 66.2%

上記マージン率の中には、法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。

- 6 派遣労働者の待遇の決定方法
労使協定方式
 - ① 対象となる派遣労働者の範囲： 長崎県新上五島町の派遣先で設備操作・管理作業に従事する従業員
 - ② 労使協定の有効期間： 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 7 教育訓練に関する事項： 別紙の通り
- 8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項： 無

別紙（キャリアアップに資する教育訓練関係）

訓練名	対象労働者							無期雇用派遣労働者への中長期的キャリア形成を考慮にいれた教育訓練に該当するか？	どのようなことを考慮しているのかの具体的な内容	具体的な訓練内容	キャリアアップに資すると考えた理由
	無期雇用	有期雇用	フルタイム	パートタイマー	1年以上雇用見込	1年未満雇用見込	入社後年数区分				
新規採用者訓練	○	○	○		○	○	入職時等基礎的訓練(入社1年目)	—	—	・配置部署の諸規則や職業社会人として必要となるモラル、マナー等を教育する。	・配置部署での基礎的な業務遂行能力向上を図るため。
設備操作・管理基本訓練	○	○	○		○	○	職能別訓練(入社1年目)	—	—	・設備全般に関する基礎知識を習得させる。	・設備操作・管理の基礎知識とリスク、実作業を理解、経験することで、能力向上が図れるため。
	○	○	○		○		職能別訓練(入社2年目)	—	—	・設備操作・管理に係るリスクを理解、抽出させ、危険回避に努めさせる。	
	○	○	○		○		職能別訓練(入社3年目)	—	—	・設備操作・管理に係る計画書、工程表等書類作成要領を指導・教育し習得させる	
中堅社員研修	○		○		○		入社4年目以降	○	中堅社員としてのスキルアップを図り、その後の管理職登用に向けたキャリアアップ形成を図ることを考慮している。	・チーム内でのコミュニケーションの促進、目標管理の設定等のスキルを学習する。	・管理職として必要なスキルを学習することで、より責任ある職位・役職への就業が可能となるため。